

都 医療券の更新手続について

あなたがお持ちの **(都)医療券**は、令和8年3月31日をもって有効期間が終了いたします。引き続き医療費助成を受けるためには、更新手続が必要です。お手続きされなかった場合、令和8年4月1日以降、医療費助成を受けることができませんので、ご注意ください。

更新を希望される方は、下記をお読みのうえ手続をしてください。

質問 いつまでに手続をすればよいですか？

答え できる限り、令和8年1月30日（金曜日）までに手続をしてください。この期限までに手続を行った方については、3月中に新しい医療券をお送りする予定です。

令和8年1月30日（金曜日）を過ぎて手続された場合は、新しい医療券を3月中にお送りすることができなくなる可能性があります。その場合、券が届くまでの間は、受診等の際に医療費を一度立て替えていただき、券が届いた後に払い戻しの手続をしていただくこととなります。

また、更新を希望される方は、医療費助成を受けられない期間が生じないよう、遅くとも4月末までに手続をしてください。（例：申請書の受付が5月1日の場合、4月中の医療費助成は受けられません。）

質問 どこで手続をするのですか？

答え 患者様のお住まいの区市町村の窓口で手続をしてください。
(同封の「難病・肝炎医療券の手続窓口一覧」をご覧ください。)

質問 何を提出するのですか？

答え 下記のものを提出してください。

① **難病医療費助成申請書（更新）**

同封の「医療費助成の有効期間満了のお知らせ」を広げた左側です。

切り離さないで提出してください。

② **診断書**

同封の「診断書」を医師に記入してもらってください。

③ **医療保険情報に関する書類のコピー**

(記号・番号及び現住所等が記載されているもの)

④ **特定疾病療養受療証のコピー <血友病A・血友病Bの方のみ>**

加入している健康保険等（保険者）に申請することによって交付されるものです。

(注) 有効期限が切れていないことをご確認の上、提出してください。

⑤ <患者様の住所・氏名に変更がある場合のみ>

住所の変更の場合 → 個人番号に係る調書 又は 住民票*

氏名の変更の場合 → 住民票*

* 発行日から3か月以内で、マイナンバーの記載がないもの

裏

質問 郵送ではいけませんか？

答え 原則として、郵送での受付はしておりませんが、区市町村によっては、郵送で受け付ける場合もあります。詳しくは、お住まいの区市町村の窓口にご相談ください。

質問 医療保険情報に住所が書いてありませんが、大丈夫ですか？

答え 住所を自分で記入する形式のものは、住所を記入した上でコピーをとってください。住所が裏面に記載されている場合は、裏面のコピーもとってください。

質問 医療保険情報に関してはは家族それぞれに分かれていますが、家族全員分を提出するのですか？

答え 患者様本人のものだけで結構です。

質問 申請書に印刷されている住所・氏名・保険者番号等に変更又は間違がある場合はどうしたらいいですか？

答え ご自身で二重線を引いて、訂正してください。

患者様の住所に変更があった場合には、個人番号に係る調書又は住民票の提出が必要です。

患者様の氏名に変更があった場合には、住民票の提出が必要です。

ただし、既に区市町村の窓口で医療券の変更届を提出されている場合は、今回改めて住民票等を提出していただく必要はありません。

※ 今回のお知らせは、令和7年12月5日（金曜日）までの登録内容に基づいて印刷されていますので、既に区市町村窓口で変更届を提出していただいている場合、最新の情報が反映されていない場合があります。ご了承ください。

ご不明な点などございましたら、以下のいずれかへお問い合わせください。

① お住まいの区市町村窓口（別紙：【難病・肝炎医療券の手続窓口一覧】参照）

② 東京都保健医療局保健政策部疾病対策課

（患者・医療機関等専用コールセンター 03-5320-4004）